

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

金を譲渡した場合

Q : 最近、金の相場が上がっているので、金を譲渡しようかと思っています。どのような課税になりますか？

A : 次のような課税関係になります。

【解説】

金地金を売ったときの所得は、原則、譲渡所得となり、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。ただし、その人が営利を目的として継続的に金地金の売買をしている場合の所得は、譲渡所得とはならず、その実態により事業所得または雑所得として総合課税の対象になります。

なお、金投資口座や金貯蓄口座などからの利益は金地金の現物の譲渡とは異なり、実態は金融取引に近いことから、金融類似商品の収益として一律20.315%(所得税および復興所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉分離課税となります。この場合は、源泉徴収だけで課税が終了しますので、他の所得と合算して確定申告をすることはできません。

所得金額は、次のように計算します。

① 所有期間が5年以内のもの

- 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 金地金の譲渡益
- { [金地金の譲渡益] + [その年の金地金以外の総合課税の譲渡益] } - 譲渡所得の特別控除50万円 = 課税される譲渡所得の金額(イ)

② 所有期間が5年を超えるもの

- (譲渡所得の金額①(イ)) × 1/2 = 課税される譲渡所得の金額

